

○国土交通省令第六十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第四十四号）の施行及び下水道法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百四十八号）の施行に伴い、並びに下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条の第二十項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月十九日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

下水道法施行規則の一部を改正する省令

下水道法施行規則（昭和四十二年建設省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(流域別下水道整備総合計画の記載方法等)

第一条 下水道法(以下「法」という。)第二条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画は、同条第二項(同条第十二項において準用する場合を含む。)に規定する事項を別記様式第一の計画書により明らかにしたものでなければならない。

(流域別下水道整備総合計画の作成方法)

第一条の二 法第二条の二第二項(同条第十二項において準用する場合を含む。)の規定による流域別下水道整備総合計画の作成は、次に定めるところにより行うものとする。

一〇五 (略)

(流域別下水道整備総合計画の届出)

第二条 都府県は、法第二条の二第十項(同条第十二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により流域別下水道整備総合計画を届け出ようとするときは、届出書に流域別下水道整備総合計画を記載した書類(流域別下水道整備総合計画の変更を届け出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類)並びに流域別下水道整備総合計画を明らかにするために必要なものとして次に掲げる事項(流域別下水道整備総合計画の変更を届け出ようとするときは、その変更に係るものに限る。)を記載した書類及び予定処理区(流域別下水道整備総合計画において、それぞれの終末処理場により処理される下水を排除することができるとされている地域をいう。)を表示した図面を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一〇九 (略)

2 都府県は、法第二条の二第十項の規定により同条第五項に規定する

改正前

(流域別下水道整備総合計画の記載方法等)

第一条 下水道法(以下「法」という。)第二条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画は、同条第二項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規定する事項を別記様式第一の計画書により明らかにしたものでなければならない。

(流域別下水道整備総合計画の作成方法)

第一条の二 法第二条の二第二項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による流域別下水道整備総合計画の作成は、次に定めるところにより行うものとする。

一〇五 (略)

(流域別下水道整備総合計画の協議の申出)

第二条 都府県は、法第二条の二第七項(同条第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により流域別下水道整備総合計画の協議を申し出ようとするときは、申出書に流域別下水道整備総合計画を記載した書類(流域別下水道整備総合計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類)並びに次に掲げる事項(流域別下水道整備総合計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るものに限る。)を記載した書類及び予定処理区(流域別下水道整備総合計画において、それぞれの終末処理場により処理される下水を排除することができるとされている地域をいう。)を表示した図面を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一〇九 (略)

2 都府県は、法第二条の二第七項の規定により同条第五項に規定する

事項が記載された流域別下水道整備総合計画を届け出ようとするときは、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類（流域別下水道整備総合計画の変更を届け出ようとするときは、その変更に係るものに限る。）を添付しなければならない。

一・二（略）

（主要な管渠等）

第三条 下水道法施行令（以下「令」という。）第五条の二第一号及び第二号に規定する国土交通省令で定める主要な管渠は、下水排除面積が二十ヘクタール（その構造の大部分が開渠のものにあつては、十ヘクタール）以上の管渠とする。

2 令第五条の二第一号に規定する国土交通省令で定めるポンプ施設は、前項に規定する主要な管渠を補完するポンプ施設とする。

（権限の委任）

第二十三条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、第一号に掲げるものは地方整備局長に、第二号から第七号までに掲げるものは地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第六号及び第七号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第二条の二第十項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定により流域別下水道整備総合計画の届出を受理し、及び同条第十一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣に通知すること（二以上の地方整備局の管轄区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の地方整備局の管轄区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域の全部又は一部についての流域別下水道整備総合計画に係る場合を除く。）

二・七（略）

様式第二（第四条関係）

事項が記載された流域別下水道整備総合計画の協議を申し出ようとするときは、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類（流域別下水道整備総合計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るものに限る。）を添付しなければならない。

一・二（略）

（主要な管渠等）

第三条 下水道法施行令（以下「令」という。）第五条の二第二号及び第三号に規定する国土交通省令で定める主要な管渠は、下水排除面積が二十ヘクタール（その構造の大部分が開渠のものにあつては、十ヘクタール）以上の管渠とする。

2 令第五条の二第二号に規定する国土交通省令で定めるポンプ施設は、前項に規定する主要な管渠を補完するポンプ施設とする。

（権限の委任）

第二十三条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、第一号に掲げるものは地方整備局長に、第二号から第七号までに掲げるものは地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第六号及び第七号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第二条の二第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により流域別下水道整備総合計画について協議し、及び同条第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣に協議すること（二以上の地方整備局の管轄区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の地方整備局の管轄区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域の全部又は一部についての流域別下水道整備総合計画に係る場合を除く。）

二・七（略）

様式第二（第四条関係）

(表紙)  
(略)  
(第1表)  
(略)  
(第2表)  
(略)  
(第3表)  
(略)

備考

- 1 (略)
  - 2 「主要な吐口」とは、令第5条の2第1号の吐口をいう。
  - 3～5 (略)
- (第4表)  
(略)  
(第5表)  
(略)  
(第6表)  
(略)  
(第7表)  
(略)

備考

- 1 (略)
- 2 「主要な貯留施設」とは、令第5条の2第2号の貯留施設をいう。
- 3 (略)

様式第三 (第四条関係)  
(表紙)  
(略)

(表紙)  
(略)  
(第1表)  
(略)  
(第2表)  
(略)  
(第3表)  
(略)

備考

- 1 (略)
  - 2 「主要な吐口」とは、令第5条の2第2号の吐口をいう。
  - 3～5 (略)
- (第4表)  
(略)  
(第5表)  
(略)  
(第6表)  
(略)  
(第7表)  
(略)

備考

- 1 (略)
- 2 「主要な貯留施設」とは、令第5条の2第3号の貯留施設をいう。
- 3 (略)

様式第三 (第四条関係)  
(表紙)  
(略)

|  |  |
|--|--|
| <p>(第1表)<br/>(略)</p> <p>(第2表)<br/>(略)</p> <p>(第3表)<br/>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「主要な吐口」とは、<u>令第5条の2第1号</u>の吐口をいう。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(第4表)<br/>(略)</p> <p>(第5表)<br/>(略)</p> <p>(第6表)<br/>(略)</p> <p>(第7表)<br/>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「主要な貯留施設」とは、<u>令第5条の2第2号</u>の貯留施設をいう。</p> <p>3 (略)</p> | <p>(第1表)<br/>(略)</p> <p>(第2表)<br/>(略)</p> <p>(第3表)<br/>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「主要な吐口」とは、<u>令第5条の2第2号</u>の吐口をいう。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(第4表)<br/>(略)</p> <p>(第5表)<br/>(略)</p> <p>(第6表)<br/>(略)</p> <p>(第7表)<br/>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「主要な貯留施設」とは、<u>令第5条の2第3号</u>の貯留施設をいう。</p> <p>3 (略)</p> |
|--|--|

附 則

この省令は、令和四年八月二十日から施行する。